



秋穂町広報

No. 93

人口と世帯数 (11月末)

人口	9638人
秋穂地区	6177人
大海地区	3461人
世帯数	2303世帯
秋穂地区	1446世帯
大海地区	857世帯

歳末たすけあい

運動にご協力を

正月やクリスマススをひかえて、歳末に不遇な人びとのための、たすけあい運動は、洋の東西を問わず、さかに行なわれます。

わが国でも全国各地で、募金運動や心配ごと相談の強化など、各種の福祉活動が展開されていますが、一般にもっとなじみが深いのは、歳末たすけあいの募金運動です。

かつて新聞社の同情募金や救世軍の慈善鍋が起り、その後各市町村で歳末同情募金を実施するようになり貧困家庭や福祉施設に配分する等、共同募金の前駆的な役割を果たしてまいりました。

戦後、各市町村に社会福祉協議会が結成され戦前の運動が復活されようとしてきました。すでに共同募金を実施されており、その他の事情もあって、共同募金の一環として歳末たすけあい募金が行なわれるようになりしました。

歳末たすけあい募金の額は、年ごとに増加の一途を

たどり、昭和三十四年に三億七十八万円であったものが四十二年には十億三千三百八十万円と十年たらずで三倍以上になっていきます。

募金の方法は二つあって、その一つは「NHK歳末たすけあい」として、テレビ、ラジオを通じて一般に呼びかけるものです。

もう一つは、民生委員、部落、婦人会等の地域団体の奉仕活動によって展開される「地域歳末たすけあい」であります。

これは、市（共同募金会支部）町村（共同募金会分

会）が受け入れ、救援を必要とする人びとに配分されることになっていきます。

これらの寄附金は、いずれもその使途（配分）は幸うすい人びとや施設に対し、お年玉として贈られるものであります。

秋穂町では、婦人会の方々の御奉仕により、歳末たすけあい運動が行なわれます。みんなそろって明るいお正月を、という崇高な精神にもとづくこの運動を、みんなで盛りあげ深いご理解と暖いご協力をいただきますようお願いいたします。

秋穂町では、婦人会の方々の御奉仕により、歳末たすけあい運動が行なわれます。みんなそろって明るいお正月を、という崇高な精神にもとづくこの運動を、みんなで盛りあげ深いご理解と暖いご協力をいただきますようお願いいたします。

秋穂町では、婦人会の方々の御奉仕により、歳末たすけあい運動が行なわれます。みんなそろって明るいお正月を、という崇高な精神にもとづくこの運動を、みんなで盛りあげ深いご理解と暖いご協力をいただきますようお願いいたします。

健民運動

道路で遊ばない運動

昨年一年間、山口県で発生した交通事故で、死者が三百二十七人、負傷者が八千五百五十五人ありました。

九百四十九人となつています。

このうち十五才未満の幼児児童の死傷者数は死者が全体の九・二%で三十人、負傷者が全体の十一・二%で

また幼児の交通事故は、

また幼児の交通事故は、

また幼児の交通事故は、

飲酒運転を追放しよう

昨年山口県内で発生した飲酒運転による死亡事故は、全死亡事故の一三%を占め、死亡原因中も最も高くなっています。飲酒運転は、運転者だけでなく他の車や歩行者などにも危険を及ぼします。そしてひとたび事故が発生すれば、例外なく死亡又は重傷などの大事故を引き起こしています。飲酒運転者の飲酒の動機をみると、「何となく

飲みたくて」が一番多くて三七%、ついで「つき合いのため」が三六%とこの二つの動機で大半を占めています。このことから飲酒運転は運転者の自覚と周囲の理解や注意があれば追放できることがわかります。

これから年末、年始をひかえて、お酒を飲む機会が多くなります。運転者はもちろん、みんなが注意して飲酒運転を追放しましょう。

保護者の眼がはなれがちになる十時、十二時、十八時前後の家事に忙しい時刻に多く発生しています。学童の交通事故も学校の放課後ないし帰宅後間もない十五時から十九時までの時間に集中しています。

このような幼児、学童の交通事故を防止するためには、家族会議などを通じて次のことが自然に身につくようしつけることが大切です。

◎道路や道路の付近での遊びは危険であること。
◎自動車はスピードがあつてすぐに止まることができないこと。
◎自動車のスピードがあつてすぐに止まることができないこと。

◎道路や道路の付近での遊びは危険であること。
◎自動車はスピードがあつてすぐに止まることができないこと。
◎自動車のスピードがあつてすぐに止まることができないこと。

固定資産税第三期分の納期限は十二月二十五日です

年末年始の
交通事故防止月間
昭和43年12月15日
昭和44年1月14日

◎あそびません
こわいくるまの
とおるみち

監査意見書

審査期間

昭和四十三年八月三十日
から昭和四十三年九月六
日まで

監査委員

山本定市、相山清作

意見

一、決算計数について

昭和四十二年年度の一般会
計並びに各特別会計の關係
簿冊、証拠書類等を照査す
ると共に町指定金融機関山
口銀行秋穂支店提出の歳入
歳出、出納計算書を照合し
た結果計数に相違ないこと
を確認した。

二、町財政の現況について

(1)本町における一般会計の
全般的な財政状況を見る
と歳入面において前年度
一八九、〇九七千円に対
し、本年は二五〇、三〇
九千円と六一、二二二
千円。前年度指数一〇〇と
した場合、一三二、四％
と伸びると共に歳出にお
いては、歳入に伴って一
二七・九％と前年度一〇
七・八％の伸びに比べ急
激な伸びを示している。

(2)一般会計の実質収支にお
いては、昭和四十年、二
一、八九六千円、昭和四
十一年度二二、九九五千
円、昭和四十二年度三七
、九一二千円と繰越額が

増加している。

又、単年度収支につい
ては、翌年度に繰越すべ
き財源、四六〇千円を控
除した額が、一四、四五
七千円と前年度の単年度
収支に比較し多くなつて
いることは堅実な運営が
なされているものと認め
る。

(3)歳入面における一般会計
の財源構成状況は、国県
費及び地元負担金等の特
定財源は、六一、五八八
千円、二四・六％、町債
は、三七、一〇〇千円、
内、一般財源とみなされ
る減税補てん償四、九〇
〇千円を含む、一四・八
％。その他一般財源等一
五一、六二二千円、六〇
・六％となつてはいるが、
これは前年度に比べ一般
財源の占める割合が低下
している。これは、普通
建設事業増加による特定
財源の増加を示してい
る。

(4)昭和四十二年年度の一般会
計歳出について見ると投
資的な経費は、一〇七、
一六七千円全支出中に占
める割合は、五〇・五％
消費的経費は、六八、一
八一千円、三二・一％。
町債償還に要した元利金
は一二、三三四千円、五
・八％その他経費は二四

、七一五千円、一一・六
％となつて居り、前年度
に比べ投資的な経費は、
三六、四一六千円増加し
ていることは、各施設、
道路等が充実した事を示
している。

(5)昭和四十二年度末におけ
る町債の未償還元金は、
一一四、三一六千円とな
つており、前年度と比較
し、三〇、二八六千円の
増加となつて居る。この
中には、四、九〇〇千円
の減税補てん償が含まれ
ているので実質的には二
五、三八六千円の増加と
なつて居る。

以上町財政概略の現況を
把握して見たのであるが、
今後一層健全財政を堅持す
る様運営されたい。

三、歳入

町財政の基幹をなす町税
について見ると全収入に占
める割合は、一七・七％で
あり、前年度と対比した場
合、前年度は九五・一四の
伸びであったものが、本年
は八、九一四千円と急激な
伸びを示しているが、これ
は個人、法人の所得の伸び
によるもの及びタバコ消費
税の税率の引上げ、並びに
町当局において図られた徴
収方法の効率化が大きな要
因をなしているものである。

一方、調定面における税
収は、前年度調定額四二、
四五六千円、収入額三五、
二九三千円。徴収率八三・
一％であったものが、本年
は調定額四九、一三七千円
収入額四四、二〇七千円、
八九・九％と後一息で滞納
額が一〇％を割る好成绩を
残しているが、尚一層努力
されたい。地方交付税は前
年度に引続き本年度は一〇
、九九三千円の伸びを示し
町税の急速な伸びにもか
かわらず、いよいよ地方財政
に於ける地方交付税依存率
が高まりつつある事を示し
ている。又、国県支出金及
び町債の借入額が前年度に
比べ増加しているのは、歳
出面における投資的な経費
が増加しているためであり
町債の借入増加は各施設等
充実するためのもので止む
を得ないものと解する。

四、歳出

全般的には、厳正に処理
されている。又、補助事業
について各団体、任意団体
等を現地調査したのである
が、執行状況は良好で完全
に処理されている。

五、保管物の管理について

現金、有価証券等の管理
は良好である。

六、財産の管理について

町有財産の内、建物につ
いて現地調査を実施した結

果、四十二年度については
台風等の現年災害による被
害もなく、全般的に維持管
理は良好である。土地につ
いては別に特記することは
ない。

七、基金の管理について

基金の運用状況は良好で
ある。

八、備品の管理について

備品の管理は良好であ
る。

九、特別会計

(1) 国民健康保険特別会計
全般的な国保財政は、前
年度においては実質収支
において二、七八二千円
の黒字となり、四十二年
度に繰越したのであるが
前々年度より減少してい
ると云う漸減的な傾向を
示していたが、本年は逐
に七二八千円の赤字、単
年度収支においては、三
、五一〇千円の不足を生
じた事は国保運営の困難
さを示している。この原
因を追及すると従来から
の世帯主七割給付に加え
四十二年一月一日より世
帯員にも七割給付を実施
された事により、受診率
増加による医療費の増大
が第一に上げられ、第二
に四十二年十二月一日医
療費が改正され、平均七
・七％引上げられた事が
大きな要因をなしている

この点を考え合わせると
今年度以降の運営は、い
よいよ困難となるものと
考えられるので一層努力
されたい。

(一) 歳入

国民健康保険税について
見ると、前年度と比較し
一、〇六一千円の調定増
となりこれに従つて収入
増額も一、三一九千円増
加と順調な伸びを示し、
収入未済額は前年度一九
六七千円であったものが
本年は一、七八四千円と
調定額は増加したにもか
かわらず滞納額が減少し
ている事は一般会計に於
ける滞納額減と共に徴収
に努力されたものと認め
る。国庫支出金の内、療
養給付費負担金であるが
、前年度交付率九四・七
五％であったものが本年
は九三・七八％と減じ、
翌年度に繰越した交付額
は、一、九四二千円と前
年度の八二九千円に比べ
多額となった事も一部赤
字の要因をなしている。

(二) 歳出

全般的な事項においても
指摘した処であるが、療
養給付費が受診率の増加
及び医療費の改訂による
引上げ及び加入者全員七
割給付によつて前年四十
二年一月においては一、

成果公表

昭和四十二年年度決算に係る会計年度中における主要成果

一、一般会計の部

九〇七千円であったものが、四十三年一月は三、三六六千円、二月の例を取れば、四十二年は一、九一八千円が、四十三年二月は二、七四二千円と急激な伸びであったが、前年二二、三九六千円が二八、九九二千円、二九・五%の伸びとなっているこれは、今後益々受診率の増加及び医療費の引上げ等も考えられるので運営方法については、より一層注意する必要があると共に赤字が少なくなる様、運営して貰いたい。

(2) 国民宿舎特別会計

本年は実質収支において二、五二二千円の黒字となり、前年度補てん一、四九一十円を加えた場合単年度収支においては四、〇一三千円の黒字となっている事は喜ばしい事である。この内容を前年度と比較するに、使用料収入が前年度一八、二八一千円が二六、二二三千円、四三・四%の伸びとなった事は、利用客が前年度に比べ増加している事を示している。これは宣伝が各方面に行き届いた事を示していると云える。運営方法も町当局の健全な経営によって、黒字となったものである

から、今後も堅実な運営をされるよう望む。

昭和四十二年年度秋穂町一般会計の決算額は、歳入、二五〇、三〇九千円、歳出二二二、三九七千円、差引残額、三二、九一二千円でこれを前年度に比較すると歳入、三二・四%、歳出、二七・九%の大きな伸びとなっている。

歳入は建設事業等に伴う特定財源である国庫支出金、県支出金及び一般財源である町税、地方交付税の収入増が主となっています。歳出は特に教育費、農林水産業費、民生費の増が主であり、学校教育、漁港修築、海岸保全施設及び公害応急対策、保育所建築等の新規事業並びに継続事業の増大に伴うものであります。そのうちわけは別図のとおりであります。町民の福祉向上と財政の健全化を主に諸施策を実施しています。主要施策及びその成果は次のとおりです、

一、民生費部門

歳出決算額、三一、五〇

九千円で歳出総額の一四・八%となっています。主施策としては町立黒湯保育所の建築、児童福祉施設の完備を図り、生活困窮者の救済、児童、母子、老人等に対する福祉施策を実施し社会福祉協議会、身障者、遺族、白菊会、老人クラブ等の諸団体の育成指導を図っています。

- (一) 生活困窮者の救済
生活保護世帯、延九〇〇世帯
- (二) 保育に欠ける幼児、児童措置数、延二、四八七人
- (三) 老人健康診査、延二二二二人
- (四) 黒湯保育所建築工事木造瓦葺キ平屋建、四一七、一四平方米
- (五) 国民年金被保険者数及び各種年金受給者
被保険者数三、〇一一人
年金受給者
福祉年金、老令年金五七七人
母子年金一四一人
障害年金五七人
拠出年金、母子年金一六六人、遺児年金一人
障害年金一人

環境衛生について推進協議会の育成指導を図り、衛生害虫駆除、塵芥処理施設設置に対する助成措置を講じ住みよききれいな町づくりにつとめています。

- (一) 各種予防接種実施状況接種人員延一三、五一七人
- 内訳、インフルエンザ三、五四八人、腸チフス二、八三三人、ツベルクリン反応二、四四九人、日本脳炎二、一〇二人、種とう九四六人、BCG接種五八一人、百日せきジフテリア混合五二二人、ジフテリア二九七人、生ワクチン服用二二九人
- (二) 検診及び検査
成人病検診六七人、住民間接撮影四、一九二人、住民精密検査二四八人、血液型検査 九一四人
- (三) 乳幼児保健相談五一八八
- (四) 環境衛生推進組織設置二地区
- (五) 塵芥処理場設置三地区

二、衛生費部門

住民の健康保持増進のため主として疾病予防対策に意を注ぎ各種予防接種、住民検診保健相談等を実施し救急医療に備えての献血体制の促進を図っています。

三六人
(一) 就取斡旋二名

四、農林水産業費部門

歳出決算額は五二、九三十四千円で歳出総額の二四・九%となっています。本部門は豊かな秋穂町を築く根拠であり、生産基盤の開発整備等近代産業に即応した諸施策を推進し生産の拡大を図っています。農業面では経営の安定合理化と生産技術の開発普及の指導体制を拡充強化するため、農業センター、普及協議会等に助成措置を講じ、基幹作目の改善対策事業及び近代化融資事業を実施し併せて土地改良事業の施行、各種営農、研究団体の育成指導を図りその成果は営農技術の向上とともに拡大されています。特に本年は一大干害に遭遇し干害応急対策の諸事業を実施し被害の減少を図っています。林業関係では林道開発及びせき悪林改良事業を各々実施しています。水産業においては沿岸漁業の低生産性は資源の減少に起因するものと考えられ漁礁設置、種苗放流等の事業を実施し資源の培養に努めると共に浅海養殖事業の促進援助を図り併せて漁港建設、近代化融資事業、共済制度奨励等水産振興施策をすすめています。

- (一) 一般失業対策事業
町道小浜線道路新設工事
延長一八三米、中員四米
失業者吸収延人員一、三
- (二) 労働費部門
失業対策事業としての道路新設工事および雇用促進対策の一環として就取斡旋を実施し失業者の生活安定を図っています。
- (三) 就取斡旋二名
- (四) 農林水産業費部門
歳出決算額は五二、九三十四千円で歳出総額の二四・九%となっています。
- (一) 農業関係
(二) 干害応急対策事業
国庫補助対象事業、大河内北外二九団地九二・七ヘクタール、単独県費補助事業、先大河内外二六団地七・五ヘクタール町費補助事業、北条外三四団地一三・三ヘクタール、水道工事、二五ヶ所
- (三) 近代化融資事業
開闢一件、農産物貯蔵施設九九件、農畜舎十件、収獲調整機一件、乳牛導入四件
- (四) 土地改良事業
団体営事業、黒湯農道改良、延長八二〇米、単県事業、東田農道改良、延長三八九米、単県事業、黒湯六ノ切農道改良、延長六〇〇米、単県事業、長尾池改良、堅樋改修、浚深、単独町費事業、宮之巨農道改良、二ヶ所延長三五四米、単独町費事業、中野農道改良、二ヶ所延長一三六米、単独町費事業赤崎農道改良、二ヶ所延長二五〇米、単独町費事業中野用水路改良、二ヶ所延長一四八米、単独町費事業浜内用水路改良、二ヶ所延長四一米、単独町費事業、宮之巨

町道小浜線道路新設工事延長一八三米、中員四米失業者吸収延人員一、三

用水路改良三ヶ所延長一八五米、単独町費事業、西天田用水路改良、三ヶ所延長六〇米。

(一)林業関係
(二)林道開発
赤石線、延長一、〇四三米、中員四米
串山線、延長一〇〇米
中員三米

(三)水産関係
(四)構造改善事業(漁礁設置)並型漁礁二一五個、投石漁礁七三四立方米、沈船漁礁、沈船六〇トン、石材一七二立方米
(五)水産資源保護施設(たこ産卵施設)

(六)のり浮標灯設置及び低温保蔵庫設置
(七)近代化融資事業
(浮流施設二七件)
(八)共済制度奨励、二六五戸、二四〇隻

(九)漁港修築工事(大海)防波堤、延長二一米、物揚場(矢板工)延長六九米
(一〇)海岸保全施設工事大河内海岸堤防、延長一三五・五米

(一)車えび放流事業
二〇〇万尾

五、商工、観光費部門
中小企業振興施策として

金融枠の拡大と保証機能を強化し町商工会、内航船組合に助成措置を講じ経営の合理化への一助と致してい

ます。観光面においては小規模ながら夏期のキャンプ村の開発、竹島の環境整備、キャンプ村海水浴場の街灯設置及び休息所設置を実施しています。なお紅葉植物南京ハゼの育苗事業も行っていきます。

六、土木費部門

歳出決算額は二二、二三

五千円で歳出総額の一〇・五%となっています。広域的な産業交通の交流を促進し、経済の発展と豊かな生活実現のためにも重要な部門でありとりわけ道路施策に重点をおき主要町道路路線の新設改良及び簡易舗装工事を実施し、道路網の整備と交通の円滑化に努力しています。港湾関係では、秋穂港防波堤の築堤及び中津江海岸堤防の改良工事を継続実施し港湾整備を図っています。

(一)道路整備関係
(二)道路新設改良(総延長三四六米)
宮之且西天田線八五米、宮之且線六四米、赤石線三六米、日地ヒュム管工場入口線三四米、天田大村線三七米、本町線側溝九〇米

(三)簡易舗装(総延長三、二九八、七米)
国民宿舎線五四六米、赤石線一九一、七米、赤崎

日地線一〇〇〇米、天田向条線五九一、六ノ切線三三〇米、浦本町線二四六米、赤崎小浜線三四四米、黒瀨保育所入口線五〇米。

(一)港湾整備関係

秋穂港防波築堤工事延長一〇米、中津江海岸堤防改良工事、延長一、二一

七、教育費部門

歳出決算額は五三、八九〇千円で歳出総額の二五・四%と歳出費目中の主位を占めています。心身ともに健康な国民を育成する使命をになう教育の責務は非常に大きく、その原動力となる本部門は極めて重要な部門であり学校教育、社会教育すべての分野にわたって改善促進を図るべく鋭意努力致しています。特に学校教育においては施設設備の完備に主眼を置き大海小学校校舎の改築をはじめ教育施設、備品の充実等教育環境の整備を進めその効率的活用により教育効果の向上を図っています。社会教育面では青少年活動や成人教育を進めるとともに社会教育団体の育成指導を積極的に実施致しています。また花いっぱい、交通安全、体育奨励の健民運動を展開しその向上を見ています。

大海小学校校舎建築工事鉄筋コンクリート二階建延面積一、一六六平方メートル、大海小学校旧管理棟模様替工事、大海小学校グラウンド拡張工事、約九〇〇平方メートル、秋穂中学校便所改修工事、秋穂中学校教師、生徒ロッカー設置工事、秋穂中学校記念造園設置工事、秋穂中学校講堂暗幕設置、秋穂小学校音楽室、図書室照明工事

(二)教育備品関係

秋穂小学校、八ミリ映写機、ワイヤレスマイク、大海小学校、放送音響装置、テープコーダー、エレクトーン、鼓笛用楽器

秋穂中学校、オルガン、アコーデオン、テープコーダー、ミシン、糸鋸盤、サッカーゴール交通指導教具(小型交通信号機)各校共用

(三)社会教育関係
(四)教養学級開講数
乳幼児学級、延二十四回(乳幼児母親対象)
家庭教育学級、延四十八回(保育園児母親対象)
八八学級、延十二回(老人対象) 青年文化教室、延四十八回(絵画、レタリング、料理教室)

(一)体育講習等

教育キャンプ、バレーボール、フオークダンス、登山、スポーツテスト(青年)

(一)移動文庫設置三ヶ所(宮之且、小浜、大河内北)

八、災害復旧費部門
被災箇所(の早期復旧に意を注ぎ国の認可を得て公共土木災害復旧工事を実施しています。

千坊川災害復旧工事、延長十五米
赤崎川災害復旧工事、延長二十米

特別会計の部
一、国民健康保険特別会計
昭和四十二年秋穂町国民健康保険特別会計の決算額は歳入、三二、九四一、九四一円、歳出、三三、六六九、九四一円。差引不足額七二八千円、これを翌年度歳入から繰上げ充用しています。

歳入不足となった最大の要因は、歳入は被保険者の減少にもかかわらず前年度より一・三%と順調な歳入の伸びを示したが、歳入で前年度より四〇・七%という急激な増加となったためでこれは昭和四十三年一月一日より世帯員に対する七割給付を実施したことと、受診率が前年度より約三二%上昇し、更に医療点数と薬価基準の改訂引上げが行われたことにより療養給付費の増進によるものであります。国保発足以来健全な歩みが続けてきましたが社会情勢の急速な進展により今後一層運営が困難とな

ることが予想され一大課題となっております。

(一)療養給付数
延一七、七〇四人(世帯主、九、〇一六人、世帯員八、六八八人)

(二)助産給付数
五五人
(三)葬祭給付数
七三人
(四)乳児検診
二三七人
(五)三才児検診
一一六人
(六)健康優良家庭表彰
一一一世帯

二、国民宿舎特別会計
昭和四十二年国民宿舎特別会計の決算額は歳入、二九、四九〇千円。歳出、二六、九六八千円、差引額二、五二二千円となっています。

歳入は宿舎使用料の二六、二二三千円が主で歳入総額の約八九%を占めており、前年度に比較して四三%余の伸びを示しています。歳出は管理運営経費の二二、六一二千円が主で歳出総額の約八四%となっており、今年度の運営益金は、収支残額二、五二二千円に前年度補填額一、四九一、千円を加えすと四、〇一三、千円になります。国民所得水準の向上と共に余暇活用の増大により好調な運営を

しています。

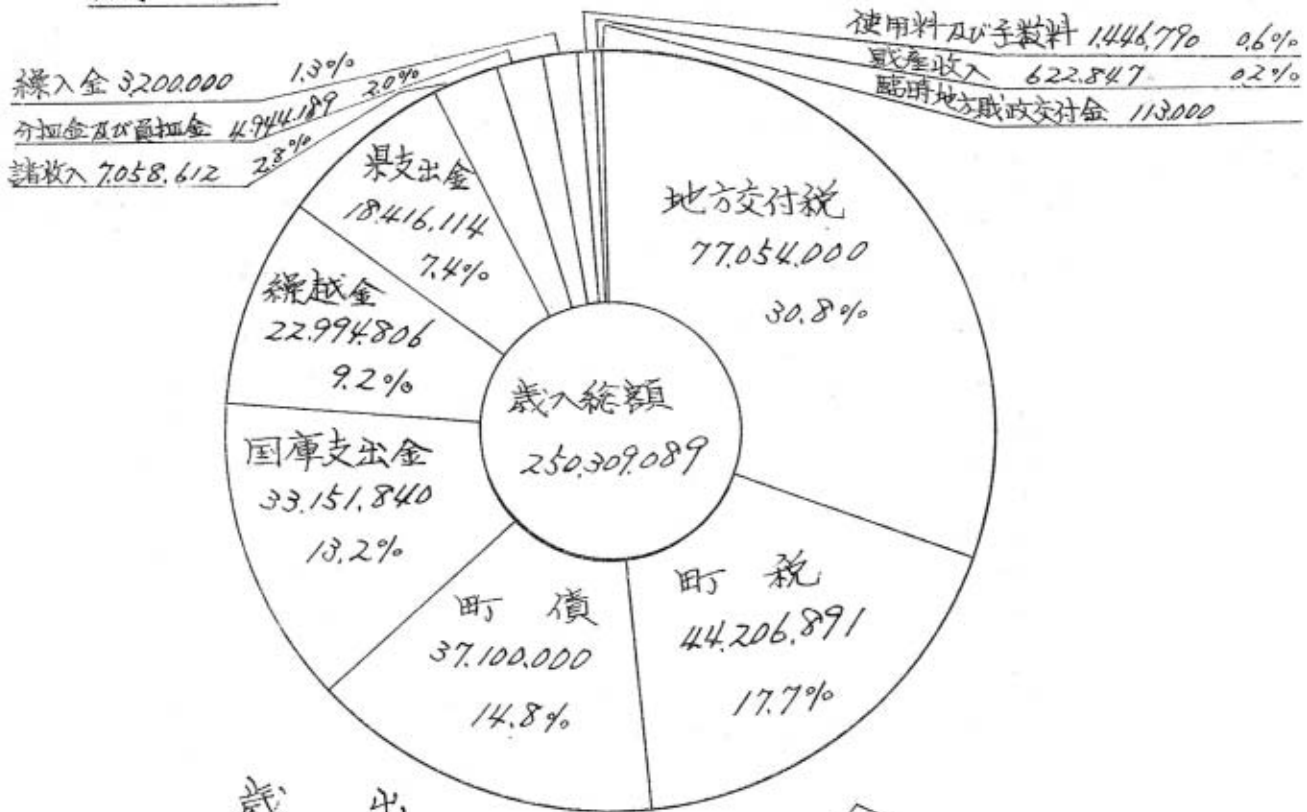
宿舎利用状況
(一)宿泊者、総数
六、七五九人

(二)休憩利用者総数
三三、四七七人
客室利用
一七、九二七人、食堂利用
一五、五五〇人

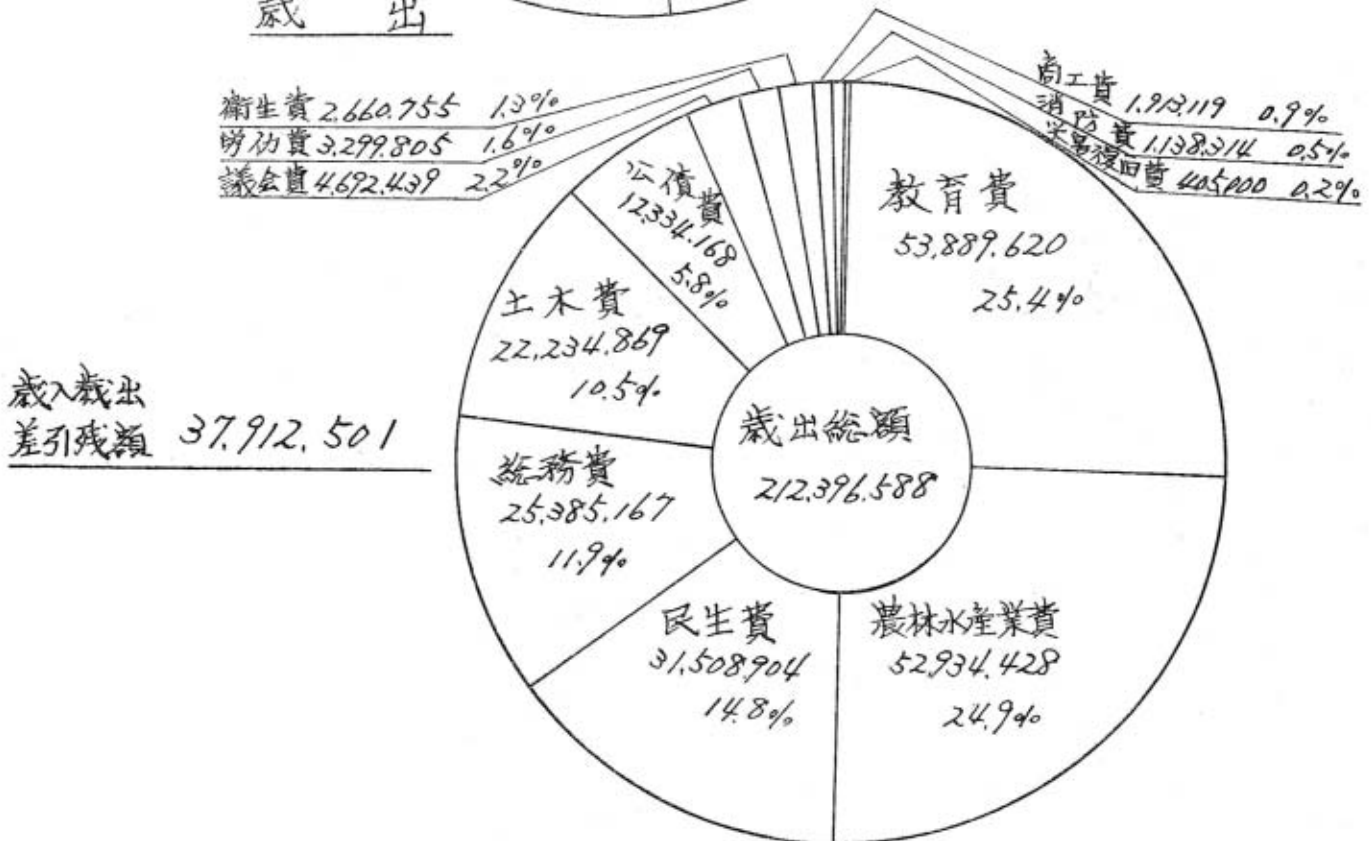
一般会計の部

(単位 円)

歳 入



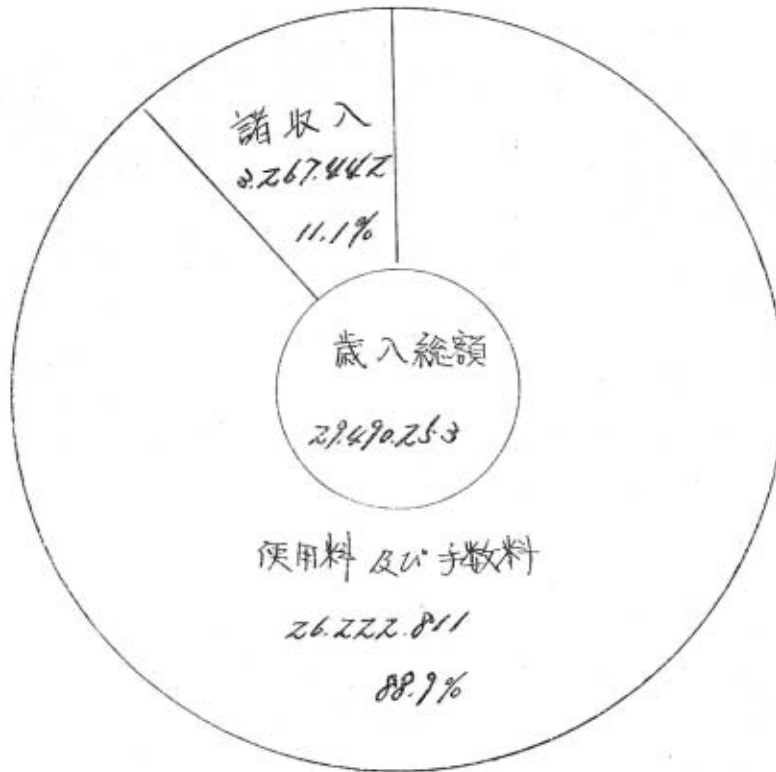
歳 出



国民宿舎特別会計の部

歳 入

(単位 円)



歳 出

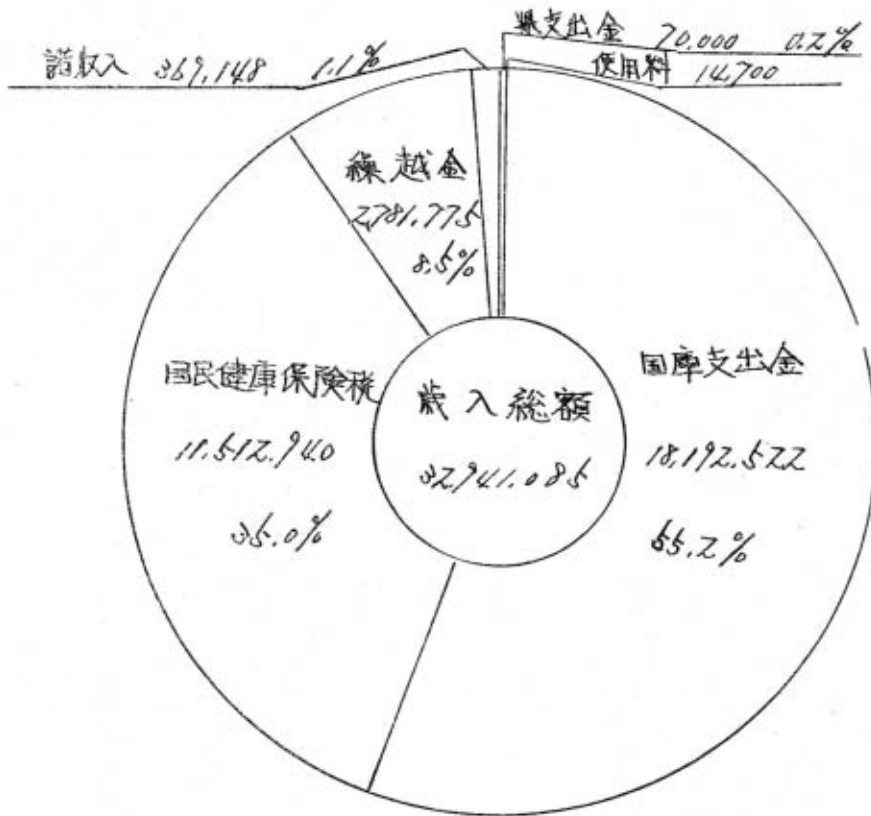
歳入歳出
差引残額 2,522,511



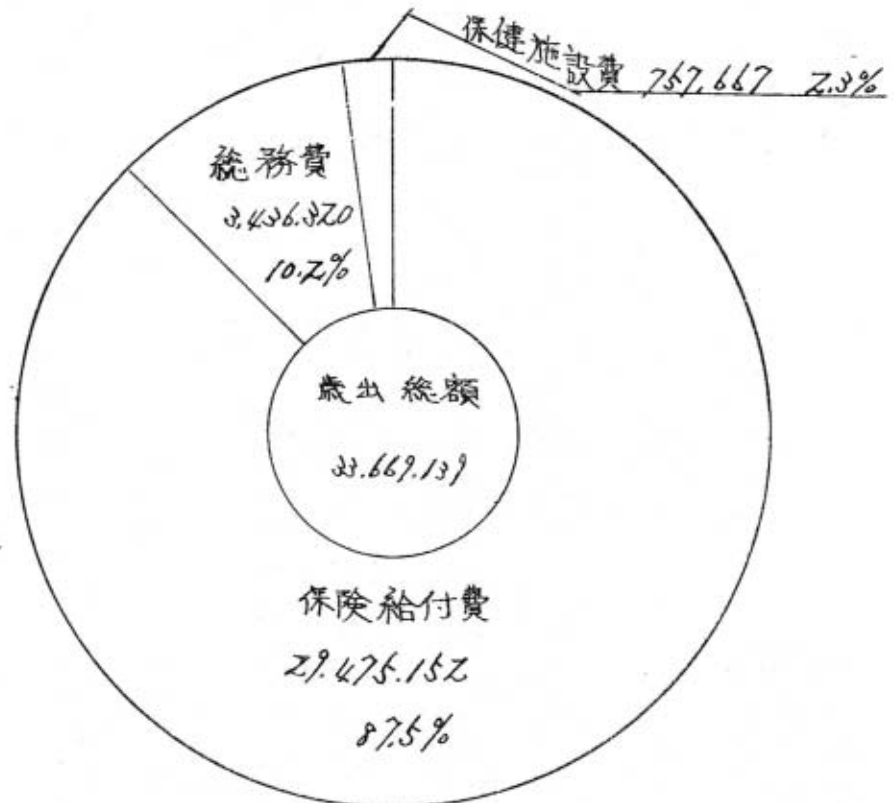
歳 入

国民健康保険特別会計の部

(単位 円)



歳 出



歳入歳出
 差引歳入不足額 728,054

このため翌年度
 歳入繰上充用金 728,054

国保だより

交通事故など第三者の行為により負傷されたとき
には、すぐお知らせ下さい

最近交通事故が非常に増加しております。交通事故など第三者の行為によって負傷などした場合には、昨年四月皆さんにチラシでお知らせしておりますように世帯主の方はすぐ次のことを町役場保険年金課に通報していただくことになっております。

- ① 負傷などした世帯員の氏名(被保険者)
 - ② 加害者の住所氏名
 - ③ 被害の状況及び事故発生日時並びに場所
- 第三者の行為による傷害の治療費は、もともと加害者が負担すべきものでありますので、国民健康保険で

奨学生申込受付
秋穂町奨学会では昭和四十四年度、奨学生の申込受けを左記によって行なっています。高等学校入学予定の方、または在学者で、御希望の方は秋穂中学校長を経て、秋穂町奨学会へ期日までに申込んで下さい。

治療を受けられた場合には、国民健康保険は支払った治療費を加害者に請求することになります。もしこの通報もなく、国民健康保険で治療を受けられた場合には、発見はなかなか困難で国民健康保険はそれだけ損害を受けることとなりますので、国保加入の皆さんが万一交通事故など、第三者の行為により負傷された場合には、負傷の大小にかかわらず、すぐ町役場保険年金課に有線(40番)で結構ですから右の①②③の事項を連絡されますようお願いいたします。

異動の届出は十四日以内
国民健康保険の資格得喪世帯主の変更、世帯変更、世帯分離等の届出はすべて十四日以内となっております。特に国民健康保険から社会保険に加入したり、逆に退転などで社会保険から

記
一、受付期日、十二月一日～十二月末日
一、申込場所、秋穂中学校又は秋穂町奨学会
一、貸与金額、月額貳千円
◎詳細は中学校長又は秋穂町教育委員会へおたずね下さい。

国民健康保険に加入するときの届出が遅れがちになっております。資格取得や、喪失の届出が遅れると治療費を全額自己負担しなければならなくなったり、或いは治療費の七割を返還しなければならぬ原因にもなりますので、異動があった場合には、次のものをもって十四日以内に必ず保険年金課、または大海支所に届出されるようお願いいたします。

- ◆資格取得(出生、転入、社会保険離脱、生活保護廃止など)
- ◆資格喪失(死亡、転出、社会保険加入、生活保護開始など)
- ◆印章、国民健康保険被保険者証、転入の場合には転出証明書
- ◆資格喪失(死亡、転出、社会保険加入、生活保護開始など)
- ◆印章、国民健康保険被保険者証(社会保険に加入の場合は社会保険の被保険者証)
- ◆世帯主変更、世帯変更、世帯分離
- ◆印章、国民健康保険被保険者証(世帯変更の場合は双方の被保険者証)

社保加入の際扶養親族も同時に手続きを
国民健康保険の加入者は健康保険や、共済組合などの社会保険に加入すること

ができない人々です。夫が社会保険に加入した場合、夫の収入により生計を維持している妻、子等は、当然夫の扶養親族として夫の加入している社会保険に加入することになります。が、まだ手続きがすすんでいないのを時折見受けられます。これは、社会保険への

国民年金の

保険料があがります

加入手続きが遅れているのではないかと思われ、早急で早く手続きをされるようお願いしておりますが、皆さん方におかれても、今後社会保険に加入される際、扶養親族がある場合には同時に加入の手続きをされませうお願いいたします。

来年の一月から国民年金の保険料が五十円あがって、いまの二百円の保険料が二百五十円に、二百五十円の保険料が三百円になります。この保険料は、昭和四十二年一月に年金額が二・五倍に引きあげられた際、年金を支払う財源として保険料も二・五倍引き上げる必要があったのですが、少しでも加入者の負担を軽くしようというところから、昭和四十二年一月と、四十四年一月からの二回にわたって保険料の改訂が行なわれることになったわけですが、国民年金の保険料は、加入者が納める保険料だけでなく、国も納められた保険料の半額を負担しております。国の負担額は、来年少月から二百五十円納めた人には百二十五円、三百円の人には百五十円と保険料の改訂に応じ国の負担額も増し。加入者の皆さんから納められた保険料と一語に積立てられ、年金を支払う財源にあてられております。国民年金は、老後や、事故とか病気などで障害者になった場合、または母子家庭や、遺児になった場合年金によって生活を守ろうという制度です。現在秋穂町では、母子年金十八名、障害年金二名、遺児年金一名、計二十一名の方が年金を受けておられ、それぞれ生活の安定に大いに役立っております。またこの外に、母子年金一名、障害年金一名の方が受給の手続きをしておられます。このように国民年金は日常生活に密着し、老後は勿論、万一の場合には杖とも柱ともなるものですが、これも保険料を滞納していないことが条件となっております。

来年一月から保険料が五十円あがって、皆さんの負担も増してまいります。保険料を納めていない月が一月でもあると、万一の場合折角の年金がもらえない場合がありますので、保険料は毎月キチンと納めておきましょう。また、保険料を納めていない月が一月でもある人は、あすといわず、いまず納めて将来の幸せな生活に備えましょう。
※経済上の理由で保険料を納めることができない人には、保険料の免除制度がありますので、印章をもって保険年金課にご相談下さい。



所得税のはなし

所得税は、国民の一人一人が、それぞれの所得に応じて納める税金です。ですから、私たちの生活にもっとも身近な税金といえます。

昭和四十三年度の所得税の歳入見込額は、一兆四千六百五十八億円で国税の歳入見込総額五兆六百七十八億円（専売納付金を含む）のおよそ二九%にあたり、国税のなかでも法人税について大きな割合を占めています。

所得税は、たとえば、給与所得の源泉徴収などを除き、原則として申告納税を建前としています。納税者は、一年間の所得金額と税額とを計算して、翌年の二月十六日から三月十五日までに申告し納税することになっています。そこで、一人でも多くの人が自主的に正しい申告ができるように、事業所得、不動産所得または山林所得のある人については、青色申告制度が設けられ、青色申告者には、納税上種々の特典が与えられています。ことしの三月現在で青色申告者の数は百三十七万人となり、その普及割合は、営業その他の所得者で六八%（国税に關係のある納税者だけで見ると四九%）となっています。

所得税は、原則として、第一表に掲げた十種類の所得を総合して課税する建前となっています。（この場合、利子所得、配当所得のうち証券投資信託の収益の分配金、源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得、および雑所得のうち一定の割引債の償還差益は、他の所得と分離して課税されます）

ただし、山林所得と退職所得は、他の所得と区分して税額を計算しますから、総合して課税される所得は、配当所得の一部、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得（割引債の償還差益を除く）となります。これらの各種の所得を総合した所得金額は、山林所得金額および退職所得金額に対して総所得金額と呼ばれています。第一表は、これらの所得のしくみを表にしたものです。

所得税は、これらの所得の金額に対してかかるのではなく、これらの所得の金額から基礎控除扶養控除などの所得控除を差し引いた残りにかかります。したがって、その人の所得が所得控除額に満たなければ、所得税はかかりません。第二表のグラフは、最近数年間の所得税のかからない限度（課税最低限をいいます）を示したものです。

税率は、最低九・三%から最高七五%まであって、所得から所得控除額を差し引いた残りの金額が多くなればなるほど、多くなった部分に対する税率が高くなるしくみになっています。確定申告によって所得税をまとめて一時に納めることは、納税者にとって大きな負担となりますので、七月と十一月に予定納税をすることにしています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

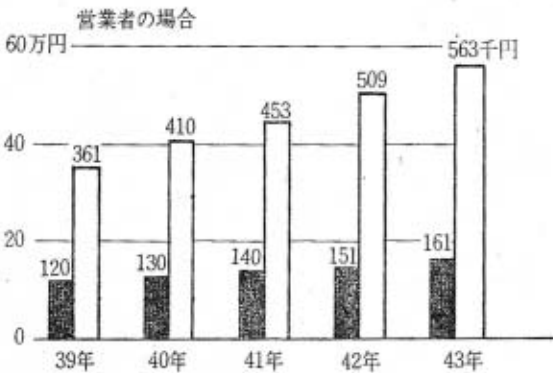
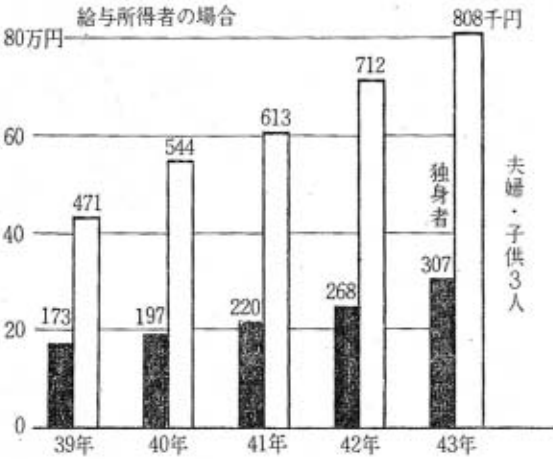
また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

また、所得税には、所得の支払いのつと支払者が税金を徴収して納付する源泉徴収の制度があります。この制度は、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得一定の事業所得などについて行なわれています。

たばこは町内で買いましょう。

課税最低限の推移



所得税制度の一覧表 第1表

所得の種類	源泉徴収の有無	申告要否	総合の否
(1) 利子所得	有 (15%)	否	分離
(2) 配当所得	有 (15%)	要否	総合
A B C D以外の配当所得	有 (15%)	要否	分離
B 源泉分離課税を選択した配当所得	有 (20%)	要否	分離
C 証券投資信託収益分配金を確定申告をしないことを選択した少額配当所得	有 (15%)	要否	分離
D 選択した少額配当所得	有 (15%)	要否	分離
(3) 不動産所得	無	要	総合
(4) 事業所得	無	要	総合
A 普通の事業所得	無	要	総合
B 特別の事業所得 (原稿、さし絵、作曲、レコード) (吹込、弁護士などの報酬) (医師の社会保険診療報酬)	有 (10%~20%) (5%)	要	総合
(5) 給与所得	有 (給与所得の源泉徴収税額表に定める税額)	特定の場合に必要	総合
(6) 退職所得	有 (退職所得の源泉徴収税額表に定める税額)	特定の場合に必要	総合
(7) 山林所得	無	要	総合
(8) 譲渡所得	無	要	総合
(9) 一時所得	無 (賞金などは10%徴収)	要	総合
(10) 雑所得	無 (原稿料など特定のものは10%~20%徴収)	要否	総合
(ただし割引債の償還差益)	有 (5%)	否	分離

火の元に

ご用心



これから寒くなるにつれて、火災が多くなってきました。火災がふえる大きな原因には、ストーブなどの暖房器具を使用しはじめること、空気が乾燥してくることなどがあげられます。

本町では今年になって六件の火災が発生して、います。昨年は七件ありましたがその大半はわずかなゆえんから火災がおこっています。とくにこれからは、風の強い日が多くなり、大きな火災を起こすおそれがあります。そこで、この火災多発期を迎え、十一月二十六日から一週間、全国いっせいに火災予防運動が行なわれ各種の行事が実施されました。

この機会に火災に対する関心を高め、お互に心をひきしめて、火災を出さないように注意したいものです。

火災の原因で一番多いのは、たばことマッチの不始末です。たばこの吸いさしマッチの燃えさしは絶対に放置したり、投げ捨てたりしないようにしましょう。最近の火災では、焼け死んだり、けが人が多くで

いるのが特徴です。病人、老人、子供の寝室は避難しやすい場所を選び、身体の不自由な人や子供を残したまま外出しないようにしましょう。

また、万一に備え、バケツ一杯の水のくみ置きや消火器の備えをしておくこともたいせつです。

善意銀行

からの御礼

次の方々から香奠返しとしてご寄附を戴きました。誠に有難うございました。(敬称略)

- 一金貳千円 東本町 上村常雄
- 一金壹千円 中津江 河本保夫
- 一金壹千円 中津江 山下勝美
- 一金壹千円 屋戸 上田 滋
- 一金壹千円 本町 御手洗梅作
- 一金壹千円 西天田 福田今吉
- 一金参百円 大河内 田中キヨコ
- 一金壹千円 西青江 安光徳太郎

水道管を寒さから守りましょう

給水工事の申込みは早く

寒くなってきました。わたしたち人間にもオーバーがほしい季節です。同じように水道管にもオーバーを着せてやり、寒さから守ってやりたいものです。

水道管は、屋外の気温が零下四度以下になると水が出なくなったり、破れたりします。水道管が破損するとさつそく困るだけでなく修理代も高くつくことになります。

屋外にある水道管や蛇口などは、フェルト、布、新しい縄などで巻いてその上をビニール、油紙で凍らないうように保温しておけば防ぐことができます。

年末に水道工事を予定されている方は、できるだけ早く申込んでください。色々な手続のため案外時間がかかりますので、早めに申込みをされますようお願いいたします。

工事は組合の指定工事店

- 一金壹千円 花香北 土山 威
- 一金壹千円 大河内 村田保人
- 中条 富田裕子

女性らしい匿名の方から社会のためにと七月から毎月五百円送金があります。お名前がわからないので御礼も申上げられませんが紙上をかりて厚く御礼申し上げます。

で取扱いします。くわしいことは簡易水道組合(電話二島四十番)へお問い合わせください。

昭和四十四年度保育所入所児童の申請

幼児教育についての近年特に重要視されておりますが幼児は家庭に於いて教育保護されるのが最も良いと云われています。しかし家庭の職業等による種々の事情により幼児を保育することが困難な家庭も多くあると思われま

保育所は、このような家庭に代って、保育や一時保護等をする施設であります。本年度の保育所の入所申請書を次のとおり受け付けますので、希望者は期限内に提出されますようお願いいたします。

現在の秋穂局では交換設備などに余裕がなく電話の増設が思うにまかせないばかりでなく、色々な面で御不便をおかけする事が多く御迷惑をおかけして居りましたが四十四年五月頃ダイヤルするだけで全国にすぐつながる自動式電話に切替る事になりました。この工事を為皆様に色々と御迷惑をおかけする事もあろうかと思ひますが、何分の御協力戴きます様お願い申し上げます。

又この工事完成により今迄お申込戴き乍らおつけ出来なかつた電話も全部おつけ出来る事になりましたが、未だ設備計画に若干の余裕がありますので、電話架設の御希望の方は秋穂郵便

郵便局よりのお知らせ

- 一、大海保育園 定員 八〇名
 - 秋穂保育園 定員 九〇名
 - 黒湯保育所 定員 六〇名
 - 児童館 定員 五〇名
 - 二、受付期限 自一月二十日 至一月三十一日
 - 三、受付場所 ①保育所 ②四十三年度入所児童のうち
- ち引続いて入所希望される児童は各保育所へ直接申請して下さい。
- ①新規に入所申請される児童については町役場住民課で受け付けますので印鑑持参の上、児童の父親又は母親が直接申請において下さい(大海支所では受付致しません)
- ②児童館 町社会福祉協議会へ入館の申込を受付します。

知事への年賀状

県では新しい年を迎えるにあたって、知事への年賀状によせた建設的意見や要望を広く県民から募集しています。

▽期間 昭和四十四年一月一日～一月十五日

▽あて先 山口市滝町一の一山口県庁企画部広報課(声の係付) 山口県知事、橋本正之

▽取扱い 意見や要望にはできるだけ回答されることになっております

▽その他 用紙はハガキで住所、氏名、年令、性別、職業を記入して下さい。